

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【公開番号】特開2018-13729(P2018-13729A)

【公開日】平成30年1月25日(2018.1.25)

【年通号数】公開・登録公報2018-003

【出願番号】特願2016-144849(P2016-144849)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 02 F 1/13 (2006.01)

B 32 B 27/08 (2006.01)

B 32 B 7/023 (2019.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335 5 1 0

G 02 F 1/13 1 0 1

B 32 B 27/08

B 32 B 7/02 1 0 3

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月15日(2019.4.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

離型フィルム、粘着剤層、光学機能フィルム、第1表面保護フィルムおよび第2表面保護フィルムがこの順に積層された枚葉状の光学フィルムであって、

前記第1表面保護フィルムが、粘着剤層を有する、あるいは自己粘着型であり、

前記第2表面保護フィルムが、粘着剤層を有する、あるいは自己粘着型であり、

前記第1表面保護フィルムと前記第2表面保護フィルムが、同じ構成であり、

枚葉状の光学フィルムにおける各層間の剥離力の大小関係が、離型フィルムと粘着剤層との層間剥離力A、粘着剤層と光学機能フィルムとの層間剥離力B、光学機能フィルムと第1表面保護フィルムとの層間剥離力C、第1表面保護フィルムと第2表面保護フィルムとの層間剥離力D、とした場合に、A < D < C < Bであり、

前記光学機能フィルムが、厚み60μm以下の偏光フィルムであり、前記偏光フィルムが厚み10μm以下の偏光子を有する、枚葉状の光学フィルム。

【請求項2】

前記第1表面保護フィルムが、第1基材フィルム及び第1粘着剤層を有し、当該第1粘着剤層を介して前記光学機能フィルムに積層されていることを特徴とする請求項1に記載の枚葉状の光学フィルム。

【請求項3】

前記第2表面保護フィルムが、第2基材フィルム及び第2粘着剤層を有し、当該第2粘着剤層を介して前記第1表面保護フィルムに積層されていることを特徴とする請求項1または2に記載の枚葉状の光学フィルム。